

5 都市施設等の方針

5-1 道路・交通

(1) 概況

1) 道路の状況

- ・平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在、区内の道路は総延長で約 287km (首都高速道路を除く) あり、このうち特別区道が約 88% を占めています。道路率は 21.5% (首都高速道路を含む) で、東京都区部平均の 16.4% より高い状況ですが、特に北部地域では生活道路から一本路地に入ると細街路が多くあります。
- ・道路舗装はほぼ 100% 完了していますが、経年による劣化や交通量の増大に伴う破損が顕著となっており、老朽破損の著しい路線から順次改修を進めています。
- ・細街路拡幅整備事業により 2 項道路の整備を進めており、平成 28 (2016) 年度末で 3,056 件、整備延長約 35km を整備しました。

2) 橋梁の状況

- ・平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在、区が管理する橋梁は 25 橋あり、架設後 50 年を経過している橋梁は 12 橋あります。このうち 7 橋は関東大震災後の帝都復興事業において昭和初期に架けられたものです。
- ・平成 22 (2010) 年度に橋梁長寿命化計画を策定し、架替え時期の集中を避け、修繕・架替え費用の縮減及び平準化を図ることとしています。

3) 都市計画道路等の整備状況

- ・区内の都市計画道路の完成率は約 53% (平成 27 (2015) 年現在) となっています。
- ・平成 29 (2017) 年現在、明治通り (環状 4 号線)、四ツ目通り (放射 32 号線)、鐘ヶ淵通り・ゆりのき橋通り (補助 120 号線) などの都市計画道路が事業中です。(図 II-12)
- ・平成 27 (2015) 年に交通バリアフリー道路特定事業計画を策定し、とうきょうスカイツリー駅、押上駅、本所吾妻橋駅周辺の 5 路線、両国駅周辺の 5 路線についてバリアフリー化整備を実施しています。

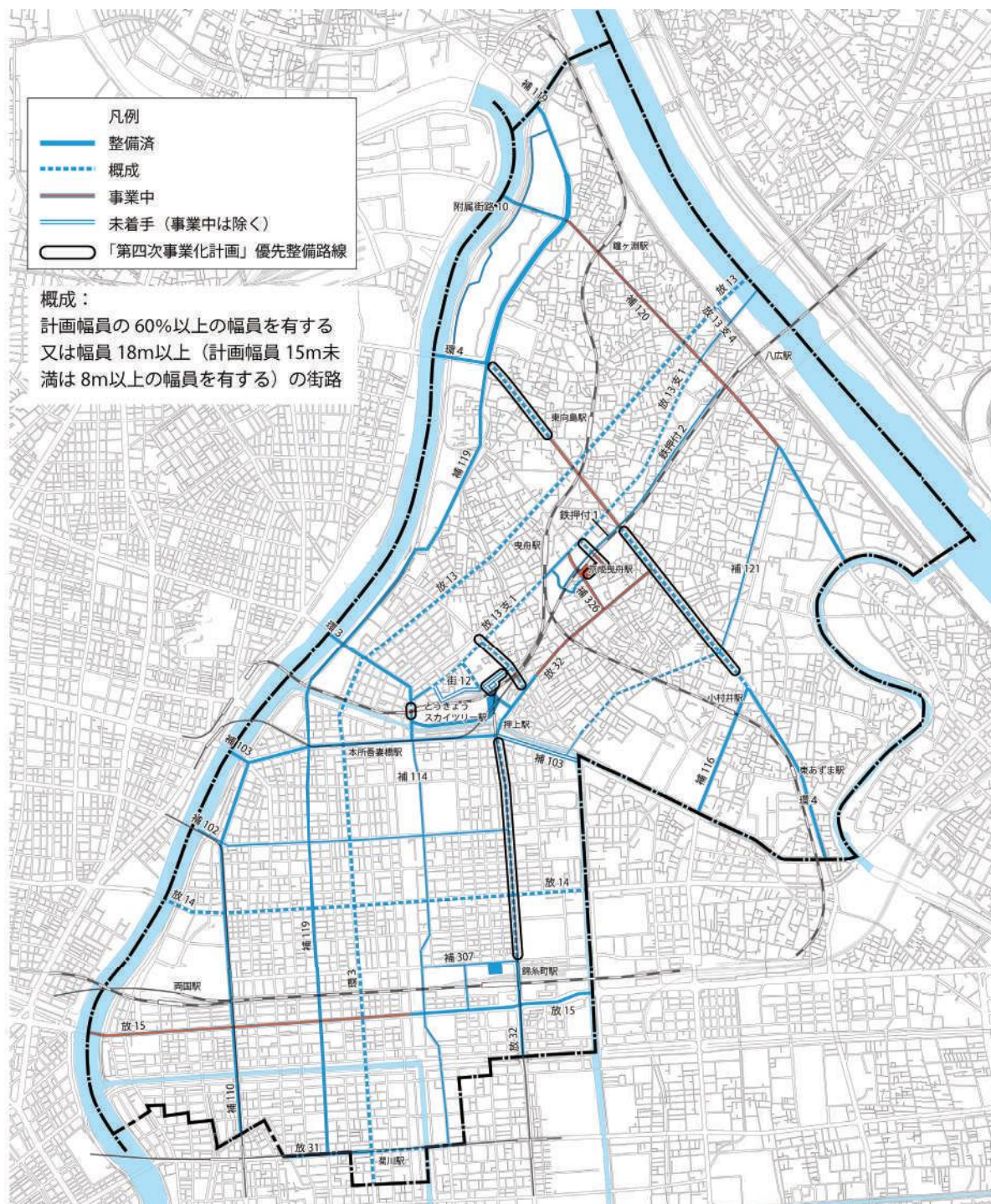
4) 公共交通の状況

- ・区内には JR 総武線、東武伊勢崎線・亀戸線、京成押上線、東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄大江戸線・新宿線・浅草線の 8 路線 16 駅が位置しています。
- ・平成 28 (2016) 年現在の鉄道駅の乗降人員は、錦糸町駅が突出して多く、次いで押上駅が続きます。京成押上線・東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄浅草線各線ともに押上駅の乗降人員が多い状況です。(図 II-13)
- ・区内では京成押上線 (押上駅～八広駅間) の連続立体交差事業が完了し、現在では東武伊勢崎線 (とうきょうスカイツリー駅付近) の連続立体交差事業を進めています。
- ・錦糸町駅北口にはバスターミナルがあります。区内のバス交通は都バス 27 系統、京成タウンバス 1 系統が縦横に結んで運行 (平成 29 (2017) 年末現在) しており、特に吾妻橋～東京スカイツリー®～錦糸町を結ぶ路線の便数が多くあります。(図 II-14)

(2) 主な課題

- 都市活動・生活環境を支える道路整備の推進が必要です。
- 道路のバリアフリー化や歩道整備など、安全で快適な歩行者空間の確保が求められます。
- 橋梁の耐震化や鉄道立体化の促進など、道路交通基盤の安全性・利便性の向上が求められます。
- 高齢化社会や低炭素社会などに対応するため、鉄道やバスなど公共交通の利便性向上と利用促進が求められます。

図Ⅱ-12 都市計画道路整備状況



図Ⅱ-13 バス交通の状況（平成29（2017）年末現在）

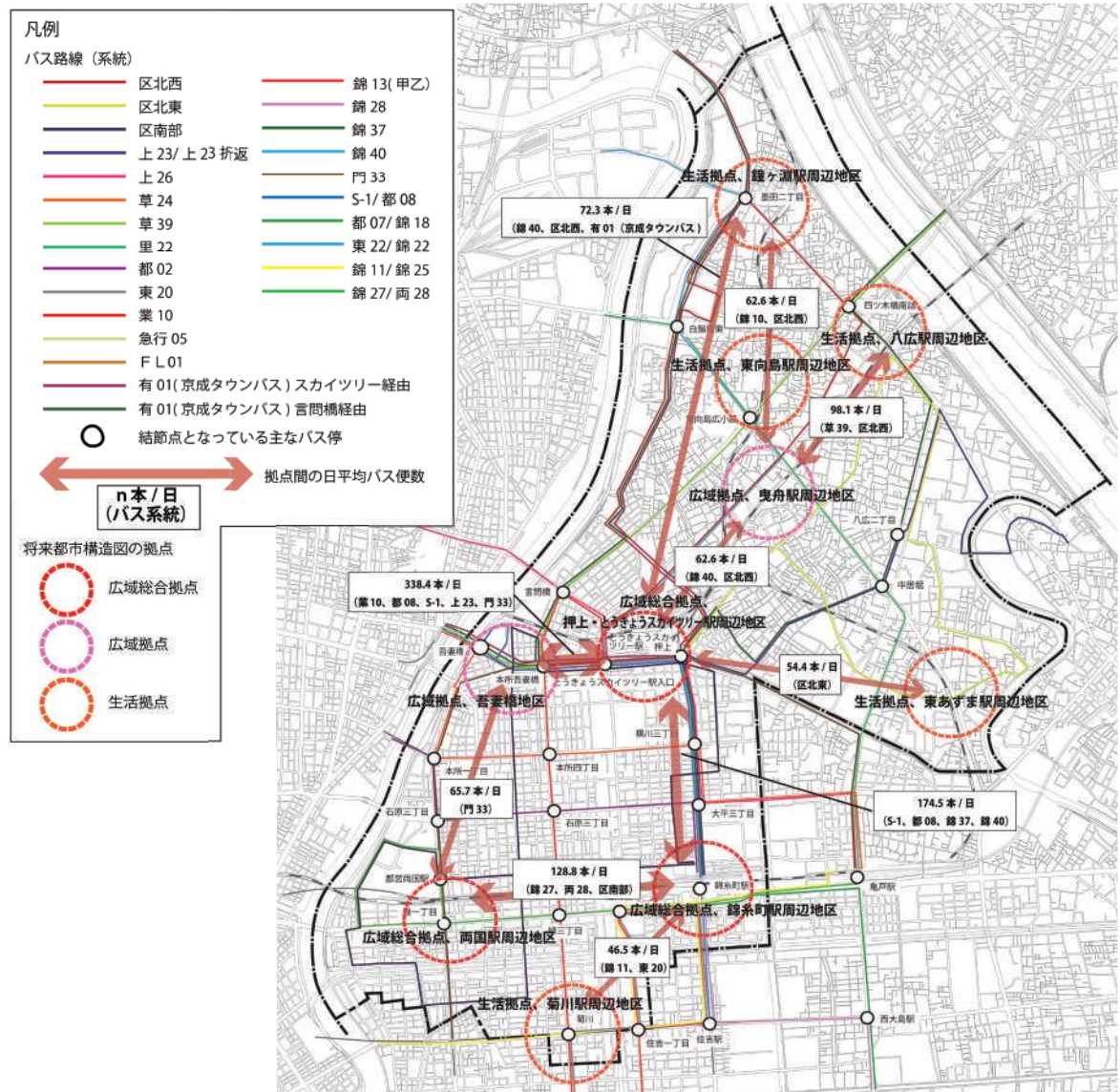
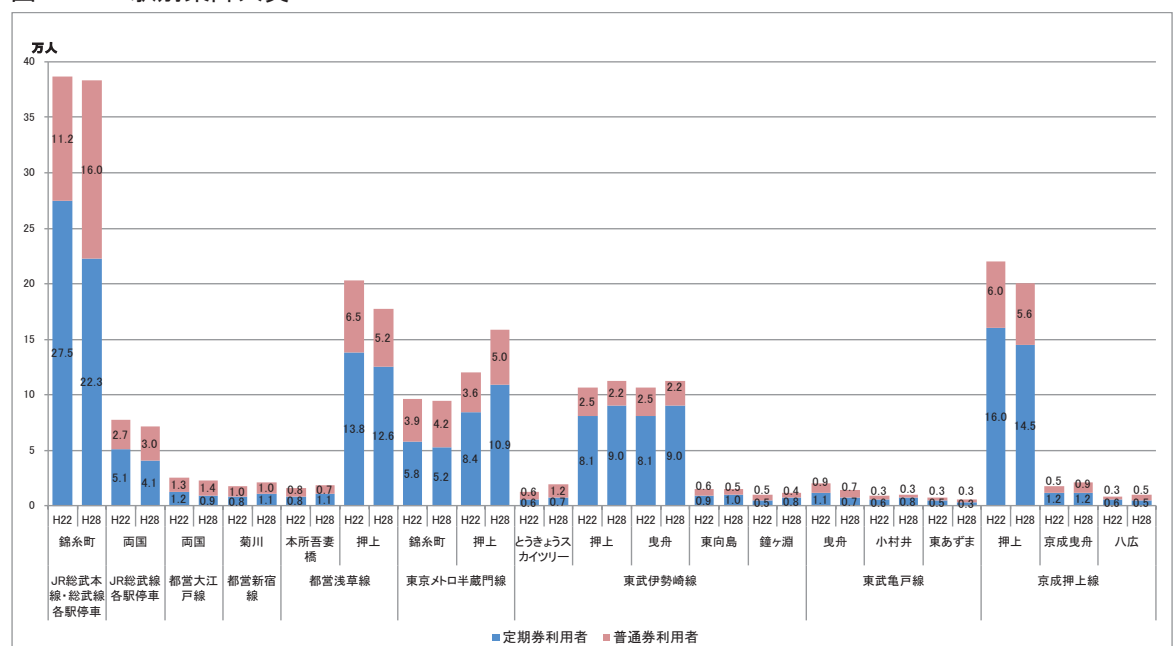


図 II-14 駅別乗降人員



注) 相互直通運転など路線をまたがった利用について路線ごとに分けたデータを使用している

資料：大都市交通センサス

(3) 道路・交通の方針

1) 道路環境の整備

墨田区の将来都市構造や地域特性を踏まえ、道路の体系的な整備を進めます。また、橋梁の適切な維持管理、改修、耐震化を推進します。

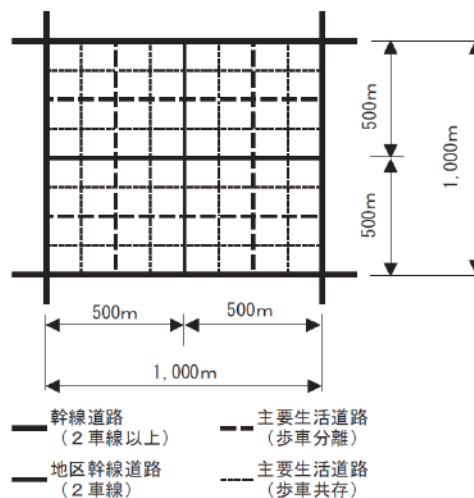
① 幹線道路網の整備

- 道路ごとに幹線道路、地区幹線道路等の性格づけを行い、地域の理解を得ながら、まちづくりの推進とともに道路整備を進めます。
- 市街地開発事業や密集市街地整備等、面的に整備を進める地域については、地域の実情にあわせて道路整備を進めます。

【道路の体系（分類と整備水準）】

道路の分類			間隔	道路幅員
幹線道路網	幹線道路		1,000m	20m以上
	地区幹線道路		500m	12～18m
生活道路網	主要生活道路	歩車分離	250m	8～12m
		歩車共存	100～140m	6m
	生活道路			4m
	細街路(幅員4m未満)			4m
歩行者系道路			コミュニティ道路、歩行者専用道路、商店街道路等歩行者を優先する目的をもった歩車共存道路	

【道路の配置の考え方】



【幹線道路】

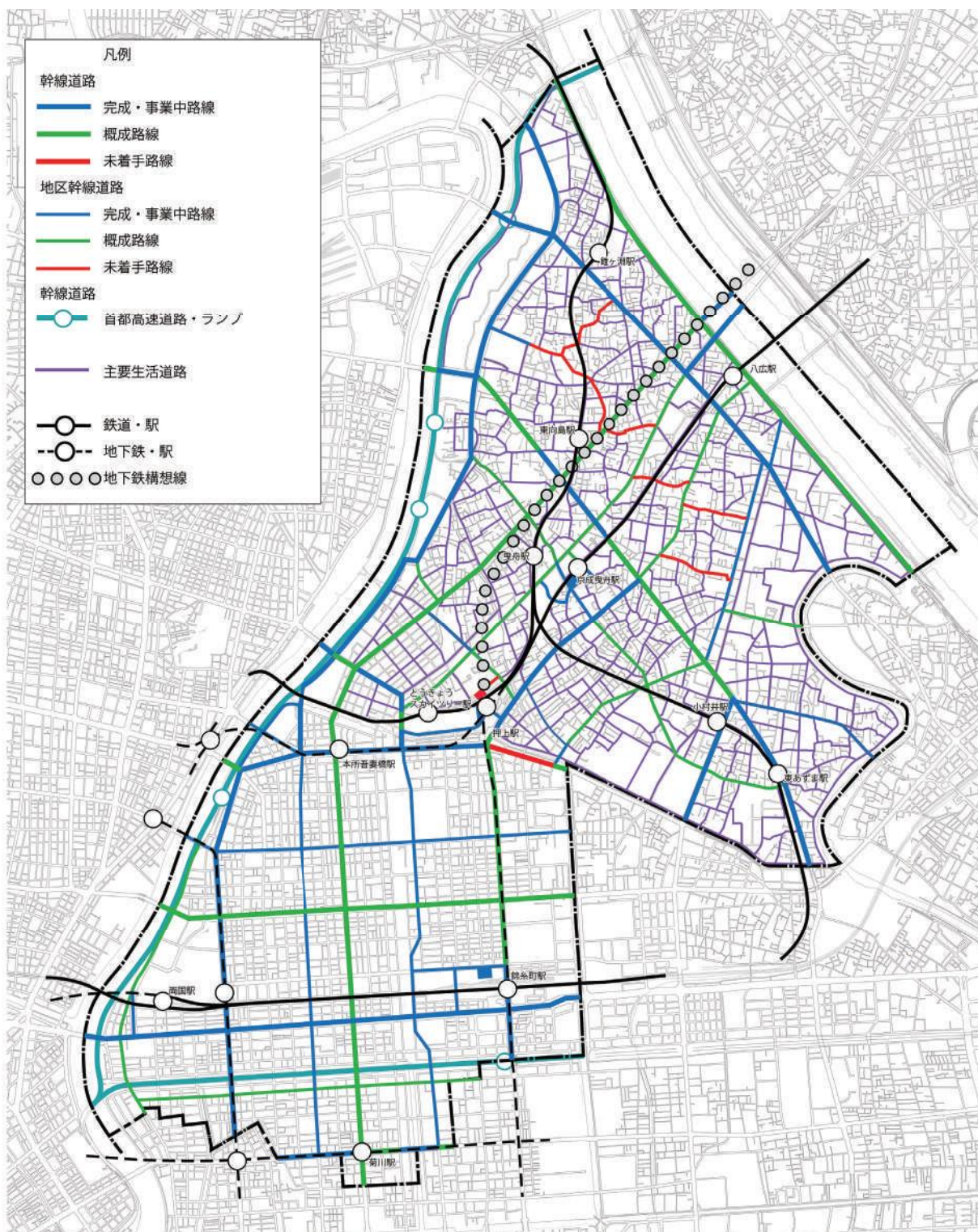
- 幹線道路は、国土レベルの高速交通体系を補完し、広域的な交通を処理するとともに、都市拠点間を連絡し、都市構造の骨格を形成する道路です。
- 都・特別区・26市2町では、都市計画道路の整備方針「第四次事業化計画」において示されている基本目標を踏まえ、東京がめざすべき将来像の実現や東京が抱える道路整備の課題解決に向け、重要性・緊急性を考慮し、優先的に整備すべき路線を平成27(2015)年度に選定しました。これらの路線について、事業認可に向けた取り組みを推進します。
- 「第四次事業化計画」で「優先的に整備すべき路線として選定しなかった路線」や「見直し候補路線」に選定された都市計画道路については、周辺のまちづくりや交通動向を踏まえ、その在り方を検討します。
- 優先的に整備すべき路線の選定や地域の実情を踏まえ、道路交通の円滑化、防災性の向上、物流・公共交通を支える道路ネットワークの形成、まちづくりの支援といった都市問題の解決に資する道路を重点的に整備します。

【地区幹線道路】

- 地区幹線道路は、区内の地域と地域、拠点と地域、拠点と拠点を結び、都市内における道路交通の円滑な処理を担う道路です。
- 区の北部地域では、広幅員道路が少なく、都市計画道路の密度も低いことから、道路配置の考え方に基づき、以下の道路を地区幹線道路として位置づけ、地域のまちづく

- ・ 鐘ヶ淵通りと明治通りの中間を墨堤通りから水戸街道まで結ぶ道路
- ・ 曳舟たから通り及びその延長部分
- ・ 桜橋通り
- ・ 八広地域の東西方向の道路

■道路等の整備方針



67

②生活道路網の整備

【主要生活道路】

- 主要生活道路は、幹線道路及び地区幹線道路に囲まれた地区内の日常的な交通を処理する道路で、災害時における消防活動や救命活動を行う緊急車両が通行できる道路です。
- 主要生活道路の整備は、道路の配置の考え方に基づいて、交通処理や防災上の視点から、歩車分離型、歩車共存型の道路を各地域の状況に応じて配置します。
- 主要生活道路の整備手法については、地域の特徴に応じて採用し、地域の合意を得ながら整備を進めます。
- 木造密集市街地の防災性を向上させるため、防災上重要な道路の整備に関する計画を策定し、主要生活道路については、地区計画等の活用により整備を進めていきます。
- 主要生活道路の整備は、大規模な開発と一体的に整備するとともに、路線の形成状況や防災上の視点などから優先順位を決め、整備を進めます。

【主要生活道路整備手法】

①用地買収による方法

震災時の救援活動や避難行動など、整備の重要性が高い道路について、用地買収方式により拡幅整備を進めます。

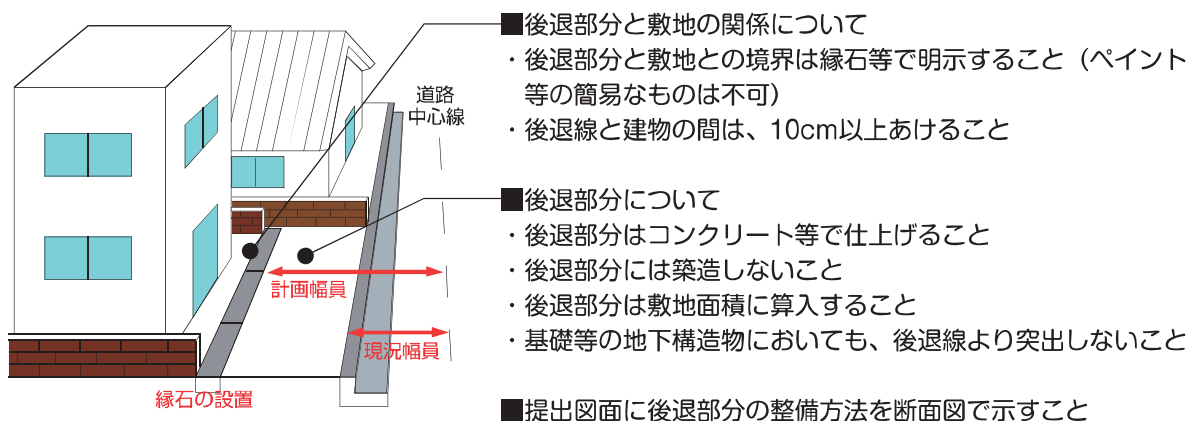
また、住宅市街地総合整備事業などの面的な整備手法を実施する地区では、主として建替え時等に拡幅計画部分を用地買収し、道路として整備します。

②建築物後退により道路状空地を確保する方法

不燃化促進事業などで助成金を受けることを前提として、建替え時に建築物を後退させ、道路状空地を生み出す方法です。

この場合、助成金制度にあわせて、街並み誘導型地区計画を定め、建築制限の特例を使用して土地の有効利用を図ることも可能です。

図Ⅱ-15 建築物後退による主要生活道路の整備



【生活道路】

資料：墨田区不燃化促進事業パンフレット

- 生活道路は、日常生活で基本となる道路（幅員4m）で、宅地へのアクセス機能を持つ道路です。
- 幅員4m未満の細街路については、防災面や生活環境面、建替え困難になる等の課題を抱えており、細街路拡幅整備事業により、建築物の建替えにあわせて細街路の拡幅整備を進めます。

○路地など風情あるまちなみについて、道路幅員やまちなみ形成のあり方、安全性の確保など地域住民等と協議しながら、下町らしい道路環境づくりを進めていきます。

③橋梁の整備

- 災害時における避難や応急・復旧活動等の緊急活動に支障がないように、定期的な点検により健全度を把握し、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽橋梁の改修、耐震化を推進し、長寿命化を図ります。
- 区内にある数多くの橋梁は、水辺に恵まれている墨田区の特徴を表す重要な施設であることから、改修等の整備を行う際には、地域の歴史や水辺空間の景観形成に資するよう配慮します。

2) 歩きやすい「みち」づくりの推進

地域の特性や道路機能に応じた歩道空間を確保するとともに、景観への配慮やバリアフリー化などにより、歩行者が安全で快適に歩ける「みち」づくりを進めます。

①安全で快適に歩ける空間づくり

- 商店街やコミュニティ道路、観光ルートなど地域の特性や道路機能に応じた、快適に歩ける空間づくりを進めます。
- 歩行者空間を確保する必要性が高い路線については、車道部分など道路の幅員構成の変更等により歩道空間を確保することを検討します。
- 点字ブロックの設置、段差の解消、車椅子等に配慮した歩道の拡幅、わかりやすくデザインされたサインやひと休みできるベンチの設置などを推進します。
- 防犯に配慮した安全に歩きやすいみちとするため、夜間でも安全確認がしやすい見通しの確保や街路灯の設置などを推進します。

②歩行者ネットワークの形成

- 駅や公共施設、歴史・文化施設などの主要施設や隅田川、荒川、内部河川等を結ぶ主な道路を歩行者ネットワークとして位置づけ、コミュニティ道路化やお休みベンチ、照明の設置など人にやさしい工夫などによる歩行環境の向上、休憩・情報提供施設等のまち歩きスポットの整備とともに、舗装やストリートファニチャー等公共施設の景観デザインをそろえ、回遊性の向上を図ります。
- 歩行者ネットワークを形成する道路は、休日における歩行者専用道路化など歩行者主体の道路とするほか、道路景観、沿道景観に配慮して街路樹等により景観に変化を持たせ、区民や観光客など誰もが楽しく歩ける空間づくりを進めます。

③交通結節点のバリアフリー化の推進

- 拠点に位置づけられている駅周辺における、駅前広場、周辺道路、駐車場、自転車駐車場等の基盤整備を進め、公共交通の乗換えの円滑化や誘導サインの整備、ユニバーサルデザインの導入等、歩行者が快適に利用できるよう整備を推進します。
- 交通バリアフリー基本構想に基づき、駅及び駅から主要施設までのルートにおけるバリアフリー化を推進します。

④無電柱化の推進

- 歩道の安全で快適な通行空間の確保やバリアフリーの有効幅員の確保、災害時に電柱が倒れたり電線が垂れ下がったりする危険の解消、良好な景観の形成や観光振興などの観点から、無電柱化の整備を推進します。
- 平成 29（2017）年に「墨田区無電柱化基本方針」を策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に無電柱化整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取り組みにより、積極的に無電柱化を推進します。

図Ⅱ-16 バリアフリー整備対象路線（交通バリアフリー道路特定事業計画）



出典：墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画（平成 27 年 6 月）

3) 快適で移動しやすい交通ネットワークの充実

公共交通の利便性向上を図るとともに、自転車や舟運等を活用し、交通ネットワークの充実を図ります。

①総合的な交通ネットワークの構築

- 区民生活や来訪者の回遊を考慮し、駅や公共施設、観光施設等への移動を確保するバス路線の充実や、地域観光情報の提供等を付加した案内板の設置などを関係機関とともに検討します。
- 超高齢社会や低炭素社会への対応の観点から、公共交通の利便性向上に努めるとともに、公共交通の利用促進を図ります。
- 区内循環バスの利用促進とともに、鉄道との相互連絡や乗換えの円滑化など、利便性向上に係る取り組みをバス事業者等の関係機関とともに検討します。

②利便性の高い鉄道網の構築と立体交差化や交通結節点の整備

- 沿線自治体とともに、地下鉄 8・11 号線の早期実現に向けた促進運動を進めます。
- 都心直結線の新設（押上～新東京～泉岳寺）について国、都、沿線自治体の動向にあわせながら検討します。
- 駅周辺における基盤整備とともに、再開発等による拠点整備を誘導し、地域の個性を活かした玄関口の形成を図ります。
- 京成曳舟駅周辺の駅前交通広場や都市基盤の整備を進めます。
- 東武伊勢崎線の立体交差化と一体となった鐘ヶ淵駅周辺のまちづくりに引き続き取り組みます。
- 「東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業」とあわせて、押上・とうきょうスカイツリー駅周辺のまちづくりとして、交通広場や道路等の整備を促進します。
- 道路と東武亀戸線の踏切対策等について検討し、必要に応じ鉄道事業者と協議します。

③自転車利用環境の充実

- 幅員にゆとりのある道路において、自転車レーンの設置等により、自転車と自動車、歩行者との分離等を進め、自転車が安全で快適に走行できる環境を確保します。
- 観光面での利便性の向上や健康増進に向けて、民間事業者のシェアサイクルの誘導など、自転車の利用を促進し、自動車交通からの転換等により、環境負荷の低減を図ります。
- クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置づけを明確にし、自転車利用を促進します。
- 駅周辺、大規模商業施設及び商店街等では、施設利用者等における駐輪により、歩行者の歩行を阻害しているケースがみられることから、鉄道事業者、商業施設等の民間事業者と協力しながら、適正な役割分担による自転車駐車場の整備を促進します。
- 大規模建築物、共同住宅の建設に際しては、「墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例」、「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」等による指導により、自転車保管スペースの確保を誘導します。
- 民間事業者のシェアサイクルなどサイクルステーション等の整備を促進します。
- 自転車を気軽に利用できるよう、一時利用（時間貸）型の自転車駐車場の整備を促進します。

④ 駐車場等整備

- 多様な機能が集積し、多くの人が集まる拠点では、駐車需要に対応した民間駐車場の整備を誘導し、路上駐車 of 解消を図ります。
- 集客性の高い施設の開発については、「東京都駐車場条例」等による駐車場の附置を進めます。
- 一定規模以上の建築物の建設に対しては、「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」等により、駐車場の整備や荷さばきスペース等の設置を指導します。
- 区施設をはじめとする公共施設における駐車場を整備します。
- 駐車場の有効活用を図るため、道路交通情報通信システムの普及・充実等により、空き駐車場への誘導を図り、駐車場待ちによる道路交通混雑の緩和と路上駐車 of 防止を図ります。
- 自動二輪車が駐車できる自転車駐車場の整備・改修を促進し、道路上における自動二輪車の違法駐車 of 解消を図ります。
- 道路上における荷さばきを解消するため、敷地内での荷さばきスペースの確保等を誘導します。
- 車両通行から歩行者の安全性を確保するため、交差点やカーブ部 of 見通しの確保や、歩行 of 阻害要因となる道路上 of 商品陳列などを防止します。

⑤ 舟運の活用など多様な公共交通の導入

- 隅田川等の河川における水上交通などにより利便性の高い公共交通網を形成するとともに、災害時の緊急輸送路としての活用も視野に入れ、道路交通 of 混雑緩和と自動車交通 of 低減による環境への対応を図ります。
- 区民や来訪者の交通アクセス of 向上を図るため、利便性が高い多様な公共交通網を形成し、道路交通 of 混雑緩和と自動車交通 of 環境負荷低減への対応を図ります。
- 隅田川や内部河川を交通路として捉え、水上交通 of 運行について調査・検討を進め、東京湾岸部とのアクセス向上、区民生活における活用と観光誘客への活用を図ります。
- 区内における公共交通 of サービス水準等を踏まえ、新たな交通システム of 導入の必要性・可能性について調査・検討を進めます。

■ 舟運のイメージ （北十間川整備イメージ）



出典：北十間川・隅田公園観光回遊路 of 整備概要 報告資料

4) 道路・公共交通の安全対策の推進

交通安全施設の充実や車両規制等による安全対策を推進するとともに、交通安全意識啓発を図ります。

①道路・駅の交通安全対策の推進

- 主要生活道路や通学路、また高齢者や子どもたちが利用する機会の多い施設周辺において、歩行者空間の確保や自動車の速度制限、通過交通の抑制など、交通安全対策を推進します。
- 駅前など交通結節点におけるバリアフリー化やエレベーター等の設置のほか、交通広場等の整備を推進し、安全で快適な歩行者空間の確保を進めます。
- 道路の整備・改修等を行う際は、防護柵等の交通安全施設や歩道の設置、道路線形の改良など交通安全に寄与する整備を推進します。
- 先端技術による安全運転支援システムの構築や交通情報の提供など、高度道路交通システム（ITS）を積極的に活用し、交通事故が起こりにくい環境づくりに努めます。

②安全な通行利用の促進

- 自動車等の運転者に向けた歩行者・自転車に対する保護意識や、自転車利用者に向けた交通ルールやマナーの周知等、交通安全意識の啓発を図ります。
- 生活道路における通過交通の排除や車両速度の抑制ゾーンの設定など、地域ぐるみの交通安全対策を推進します。

5-2 水とみどり

(1) 概況

1) 河川

- ・墨田区は隅田川、荒川に挟まれ、区内には旧中川、旧綾瀬川、北十間川、横十間川、竪川、大横川の6つの内部河川があり、区内の河川延長は23km以上と水辺に恵まれています。
- ・北十間川では、東京スカイツリー®建設にあわせて親水空間の整備を進め、平成24(2012)年4月におしなり公園の開園、平成25(2013)年4月にはおしなり公園船着場を開場しています。
- ・旧中川は平成23(2011)年3月に河川整備が完了し、同年4月に旧中川水辺公園が開園しています。
- ・大横川の南部(竪川合流部から北十間川樋門まで)、北十間川の西部(源森川水門から北十間川樋門まで)及び竪川(竪川水門から大横川合流部まで)は耐震護岸方式で整備を進めています。

2) 公園緑地の状況

- ・平成30(2018)年4月現在、区内の公園は、都立公園3園、区立公園70園、区立児童遊園71園があります。
- ・都市公園は、区民1人あたり2.87㎡(平成30(2018)年4月1日現在)となっています。
- ・墨田区では、公園・児童遊園の整備や大規模改修にあたり住民参加型の整備を実施しており、また、公園や児童遊園、こども広場、緑地広場あわせて164か所のうち、66か所で愛護協定が締結され、区民参加による公園の維持管理体制が確立しています。
- ・平成22(2010)年11月に「墨田区公園マスタープラン」を改定し、平成25(2013)年度から歴史文化公園整備事業(露伴児童遊園、両国公園、梅若公園)、旧安田庭園再整備事業などを実施しています。

3) みどりの状況

- ・墨田区内の緑被率は10.7%(平成30(2018)年度現在)で、旧安田庭園や隅田公園といった隅田川・荒川沿川部、大横川緑地などにまとまった緑地があります。
- ・平成23(2011)年2月に「墨田区緑の基本計画」を改定し、「まちは百花園」を将来像に、目標や方針を定めるとともに、区民、事業者、行政の三者の役割と協力のもと、教育文化施設をはじめとした公共施設や住宅等の緑化を推進しています。

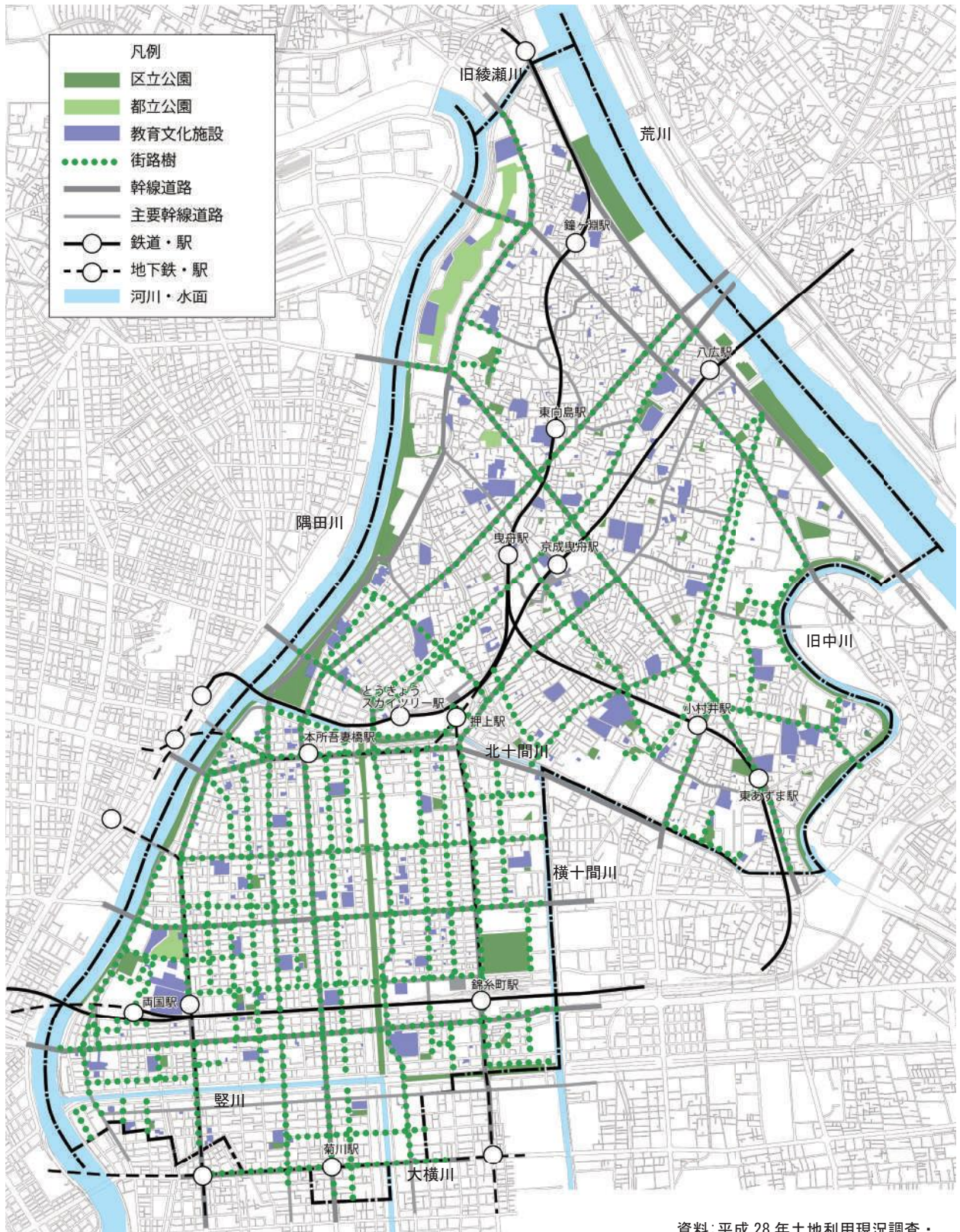
(2) 主な課題

- 墨田区内の恵まれた河川環境を活かし、うるおいとやすらぎをもたらす水辺空間の再生や、にぎわいの創出など、魅力づくりにつなげていくことが求められます。
- 大規模な自然災害の可能性を踏まえて、堤防や護岸周辺の親水空間を安全に維持管理していくことが必要です。
- 身近な公園・緑地が不足しており、住宅等の民地においても積極的に緑を確保し、緑

の連続性を創出することが必要です。

○さまざまな世代の利用や、防災対策等の多様なニーズに対応した公園機能の拡充が求められます。

図 II-17 公園等現況



資料：平成 28 年土地利用現況調査・
墨田区街路樹路線一覧図

(3) 水とみどりの方針

1) 親水性と安全性を備えた『水都すみだ』の再生

水辺空間の魅力を向上させるとともに、沿川市街地との連続性や一体性に配慮したまちづくりを進めます。

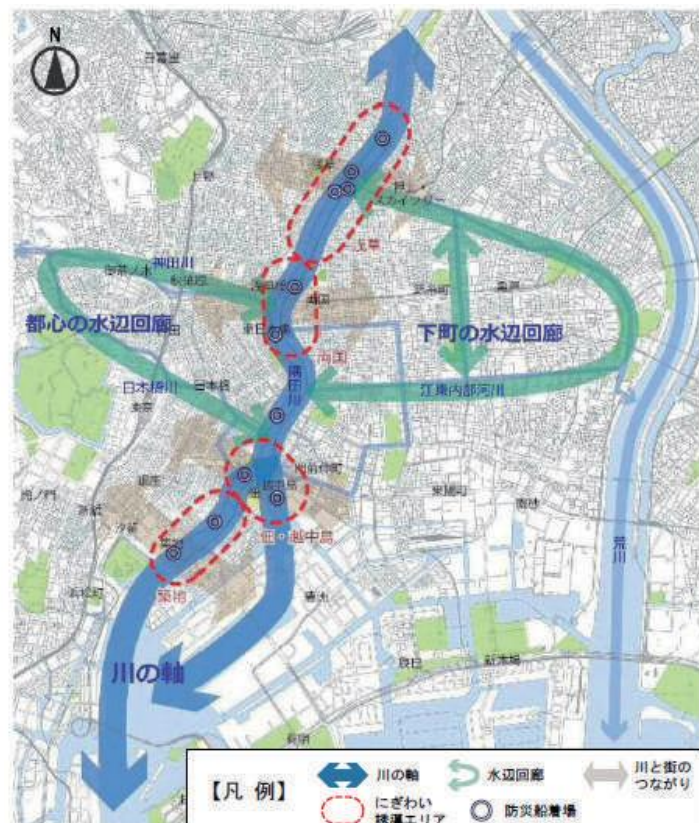
① 隅田川の親水性の向上

- 東京を代表する河川として、東京都による「隅田川における新たな水辺整備のあり方」等の計画に基づき、観光の視点からにぎわい創出に向けた活用など、河川沿いの市街地との連続性に配慮した空間づくりにむけて、沿川市街地と一体的な整備、景観形成を推進します。
- 親水テラスの適切な維持管理を河川管理者に要請し、環境改善と水辺空間としての機能の向上を図ります。
- 親水テラスへのアプローチ空間については、親水性や安全性向上とともに地域住民等の活用の可能性に配慮した環境づくりを関係機関との協議調整により進めます。
- 緩傾斜堤防やスーパー堤防の整備により、親水性と安全性を確保するとともに、周辺市街地との一体的な整備を推進します。

② 荒川河川敷の活用

- 荒川下流部の沿川2市7区（川口市、戸田市、江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区）と国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により策定された「荒川将来像計画 2010 地区別計画〔墨田区〕」に基づき、河川敷をスポーツ・レクリエーションの場として活用を進める区域と、多自然型空間として保全する区域に区分し、保全と活用を進めます。
- スーパー堤防の整備により、避難場所としての安全性を確保するとともに、周辺市街地との一体的な整備を推進します。

■ 隅田川等水辺整備の方向性



出典：隅田川における新たな水辺整備のあり方
東京都（平成26年2月）

③親水性と安全性の高い河川空間の整備

- 川沿いの散策路整備など水辺へのアクセスの向上とともに、川に正面を向けた建築物の建て方など川からの眺めに配慮したデザイン等を誘導し、川と川沿いが一体化した魅力ある景観形成を図ります。
- 旧中川、北十間川、横十間川、竪川の堤防・護岸の耐震性の向上と親水性の向上を促進します。
- 水辺再生による下町文化の創成を水辺活用コンセプトとして、水辺拠点の形成と水辺のにぎわいネットワークの形成を進めます。
- 北十間川は、「北十間川水辺活用構想」に基づいて、親水性の向上、船着場の整備を進めます。
- 竪川は、耐震護岸改修等にあわせて護岸・堤防の上部空間等を活用した散策路等の整備を推進し、河川に親しみをもち、身近に感じることができ空間づくりを進め、隅田川テラスや大横川親水公園を含めた親水空間のネットワークの形成を図ります。

■北十間川水辺活用構想



出典：北十間川水辺活用構想（平成 19 年 3 月）

2) すみだの表情をつくる公園整備の推進

公園や緑地の整備を推進するとともに、オープンスペースや良好な景観形成に寄与する緑地の確保を推進します。

①公園・緑地の整備推進

- 街区公園やまちかど公園など、身近に利用できる公園の整備を推進します。
- 身近な公園・緑地等に加えて、学校の校庭等の公共施設、寺社等の境内地、公開空地等の民間施設の緑地を積極的に整備・誘導し緑化を推進します。
- 既存の公園・緑地の改修工事を通じて、安全性の向上や都市デザイン面での質的向上を図るとともに、住民等の参画による維持管理など、親しみやすい環境づくりを進めます。
- 高齢者や子育て世代など誰もが利用しやすいトイレや休憩所の整備など、区民等のニーズの多様化に対応した公園の多機能化や改修整備等を進めます。
- 寺社の緑や歴史的資源との一体的な公園・緑地の整備とともに、歴史的背景の情報案内の設置など地域の魅力づくりに資する整備等を進めます。

■みどりの整備方針



出典：墨田区緑の基本計画（平成23年2月）

②みどりや活動の場となるオープンスペースの確保

- 拠点地区を結ぶ道路や生活道路網の沿道では、歩行者が滞留して休憩、交流等に利用できるオープンスペースや、良好な景観形成に寄与する緑地の確保などを推進します。
- 日常的な屋外活動や気軽なスポーツ等を行うことができるオープンスペースを確保するとともに、災害時における避難場所等の機能を有する防災施設としての活用を図ります。

3) 水とみどりのネットワークづくり

水辺と緑の連続性を高めて快適で潤いある都市空間を創出するとともに、水上交通等の活用により都市環境の向上を図ります。

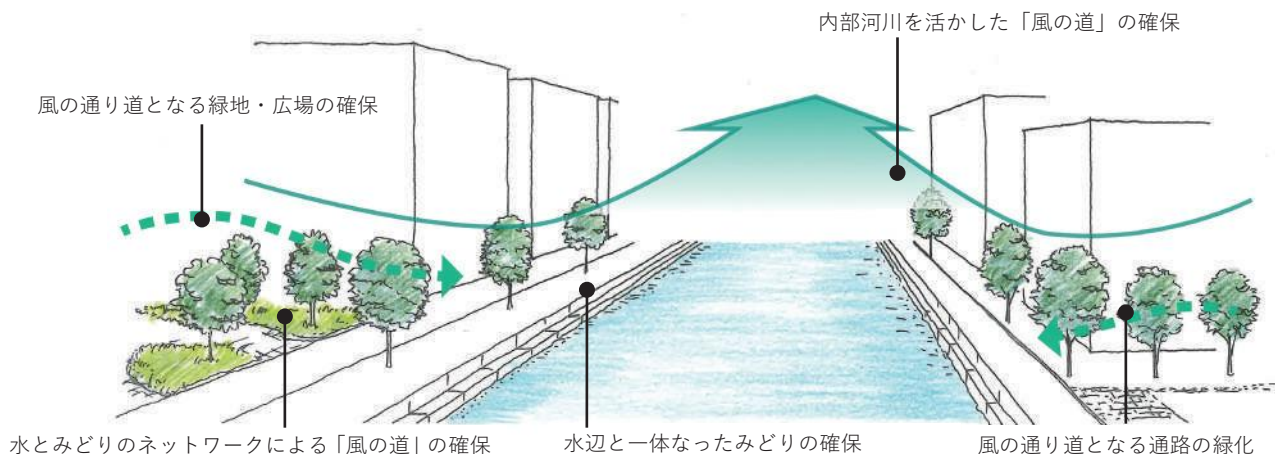
①水とみどりを活用したネットワークづくり

- 区内の公園・緑地や水辺などのまとまった緑に加え、街路樹や寺社の境内樹林、軒先の緑地などのネットワーク化を図り、まちなかに緑を広げます。
- 河川沿いや河川へのアプローチとなる道路等での緑化を進め、水辺と緑の連続性を高めるとともに、環境や景観に配慮した快適でうまいのある都市空間の創出を推進します。
- 北十間川は、沿川地域の歴史や文化を反映したにぎわいのある水辺拠点の形成とともに、観光船の運行など、隅田川や横十間川へと至る水上交通ネットワークとしての活用を図ります。
- 河川の水辺とみどりの一体的な環境を活かし、自然環境に配慮するとともに、地域の魅力づくりやにぎわいづくり、生物多様性の保全などに資するグリーンインフラとしての整備・活用を進めます。

②水とみどりによる都市環境の向上

- 墨田区を取り囲む隅田川や荒川、区内を縦横に走る内部河川と連続するように緑地の確保や植栽の配置などを進め、都市の熱環境改善に資する「風の道」の確保を図ります。
- 河川沿いの管理用通路や緑地帯の整備による火災時の延焼遮断機能の向上、安全な避難路の確保など、防災面でも機能するよう水とみどりの一体的な整備を進めます。

■「風の道」イメージ



4) 緑感を高める多様な緑化の推進

緑の視認性を高めるため、様々な主体による積極的な緑化の取り組みを推進します。
また、各種法制度の活用を検討し、みどりの創出・増加を促進します。

①区民によるみどりづくり

- 玄関まわりの緑化や、通りに面する場所での植栽等の配置など公共の場から緑の視認性を高める取り組みを促進します。
- 既存の公園・緑地や寺社境内地、近隣の庭木など、身近にある緑地と連続するように植栽を配置するなど、自然生態系の回復や景観形成に配慮した質の高いみどりの創出を促進します。

②事業者によるみどりづくり

- 開発敷地内の緑地の確保や、建築物の屋上緑化・壁面緑化など立体的な緑化の取り組みを促進します。
- 公園・緑地や河川、主要な公共建築物や通りに面して樹木等の緑を配置するなど、緑の視認性や景観形成等に効果的なみどりの創出を促進します。
- 工場や駐車場での緩衝緑地の設置など、みどりの増加を促進します。

③公共施設におけるみどりづくり

- 公共建築物の敷地内における積極的な緑地の確保や、屋上緑化・壁面緑化等などを積極的に取り組むなど、良好な景観形成やアメニティの向上を図ります。
- 河川や道路など公共空間における緑地確保に努めるとともに、これらと連続する位置での緑化を誘導するなど、緑感を高める取り組みを推進します。

④緑化促進方策の活用

- 都市内のみどりの創出に向けて、地区計画や緑化地域指定による建築物の緑化の誘導など、地域の特性に応じた適切な法制度の活用を検討します。
- 「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」や「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」に基づく緑地等整備の誘導など、マンション等建設を通じて、みどりの創出・増加を促進します。

5－3 供給施設等

(1) 概況

1) 供給施設等の整備状況

- ・墨田区における上下水道、電気、ガス、電話等の供給処理施設の整備水準は高いものの、施設の適切な維持管理、更新等が必要です。
- ・区内全域において上下水道は整備されていますが、区内の下水道管は、都内でも早い時期に整備されたもので施設の老朽化が進み、都心部とあわせて優先的に再構築を進めることとされています。
- ・墨田区の下水処理区は隅田川・荒川に囲まれた砂町処理区に位置し、区内に5か所のポンプ所が立地しています。老朽化等に伴う再構築の実施や耐震対策など整備が進んでいます。
- ・平成 29 (2017) 年に「墨田区無電柱化基本方針」を策定し、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行者空間の確保、良好な都市景観の創出に向けた無電柱化の取り組みを進めています。

2) 廃棄物処理・リサイクル事業の状況

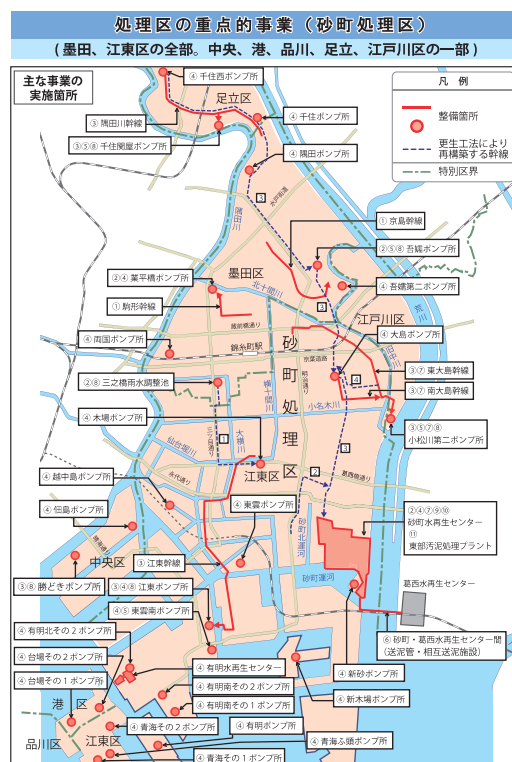
- ・すみだ清掃事務所では、平成 23 (2011) 年5月より、従来のごみ収集等に加え、資源物の回収やリサイクル事業を担うこととなり、清掃事業とリサイクル事業の一元的な対応を実施しています。
- ・平成 23 (2011) 年度に「一般廃棄物処理基本計画」を改定し、清掃リサイクルに関する各種施策を実施しています。平成 29 (2017) 年6月に中間見直しを行い、ごみの排出量等の目標設定や実現に向けた施策など、一層のごみの減量・資源化に取り組んでいます。

(2) 主な課題

- 下水道施設の計画的な補修の実施や、災害時にも下水道機能を確保する危機管理対応の強化など、維持管理の充実が求められます。
- 施設の高度化による快適な生活環境の維持向上、環境負荷の少ない都市づくりが求められます。
- 先端技術の活用など、新たな社会のニーズに対応したライフラインの整備が求められます。

出典：東京都下水道事業 経営計画 2016
東京都下水道局（平成 28 年 2 月）

図Ⅱ-19 下水処理区と重点事業



(3) 供給施設等の方針

水道、下水道、電気、ガス、電信電話等の都市施設災害の未然防止又は早期発見に努め、社会公共施設としての機能の維持について事業者に要請します。

また、「墨田区地域防災計画」の考え方に従って大規模災害に対する供給施設等の整備・強化とともに、大規模災害時における都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進します。

1) 上下水道

- 上下水道の定期的な更新、適切な維持管理を関係機関に要請します。
- 集中豪雨時における下水道管の能力を超える浸水による被害が想定されることから、雨水幹線の新設整備、ポンプ所の新設整備・改良を要請します。
- 公共施設や民間施設における雨水の貯留・浸透及び利用を要請します。
- 浸透性の高い道路舗装、公共施設や地域での雨水利用を推進し、下水道への負荷の低減を図ります。

2) 都市ガス

- 管渠の定期的な更新、適切な維持管理、施設の耐震性の向上、災害時における迅速な対応策の充実等を事業者に要請します。

3) 電力・電話・CATV

- 施設の定期的な更新、適切な維持管理、施設の耐震性の向上、災害時における多重ルート化等について、事業者に要請します。
- 歩行者の通行阻害要因の解消、美しい景観形成、商店街の環境形成を図るため、電線共同溝等の整備により無電柱化を推進します。
- 情報社会に対応して、光ケーブル等の大容量化・高速化、CATVの充実や新たな情報インフラの整備を事業者に要請します。
- 防災面に考慮しつつ、インバウンド観光など地域の活力向上のツールとしても有効な公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備を推進します。
- 無電柱化に係る多様な手法・技術を活かしつつ、まちづくり事業や道路事業等との一体的な整備の実施など、無電柱化の取り組みを推進します。

4) その他の供給施設等

- 大規模な開発においては、コージェネレーション等のシステム導入によるスマートエネルギーネットワークを構築し、エネルギーの安定供給、省エネ、エネルギーセキュリティの向上をめざします。
- 清掃工場で発生する余熱の再利用を拡大するなど、エネルギー再利用やリサイクル活動等の促進により、環境に配慮した都市づくりに取り組んでいきます。
- リサイクルに対する意識の高まりを背景に、民間施設における資源物の再利用等施設及び一時保管所の設置を誘導します。
- 公共建築物の改修等整備において、再生可能エネルギーの積極的な導入を図ります。
- 民間の大規模建築物の建設や改修等において、再生可能エネルギー設備等の設置を誘導します。
- 供給施設等の更新、改修等に際して、先端技術の導入や多機能化など、地域に開かれた施設整備を進めます。